

令和4年度税制改正に伴う 長野市市税条例等の一部改正について

財政部 市民税課・資産税課

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

所得税において住宅ローン控除の適用期限が4年延長されたことに伴い、所得税から控除しきれない額がある者に係る個人住民税の住宅ローン控除についても、適用期限を延長する。

※個人住民税における控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に引下げる。（地方税法の自動適用）

【令和5年1月1日施行】

（参考）所得税における主な改正内容

- ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- ・控除率を0.7%（改正前：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（改正前：10年）へと上乘せ
- ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とする。

個人住民税に係る給与所得者等の扶養親族申告書の整備

配偶者控除等の適用判断に用いる合計所得金額について、所得税とは異なり、個人住民税においては、退職所得を含まない取り扱いとされており、個人住民税の賦課事務に必要な情報を確実に把握できるよう、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する措置を講じる。

【令和5年1月1日施行】

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し【個人住民税】

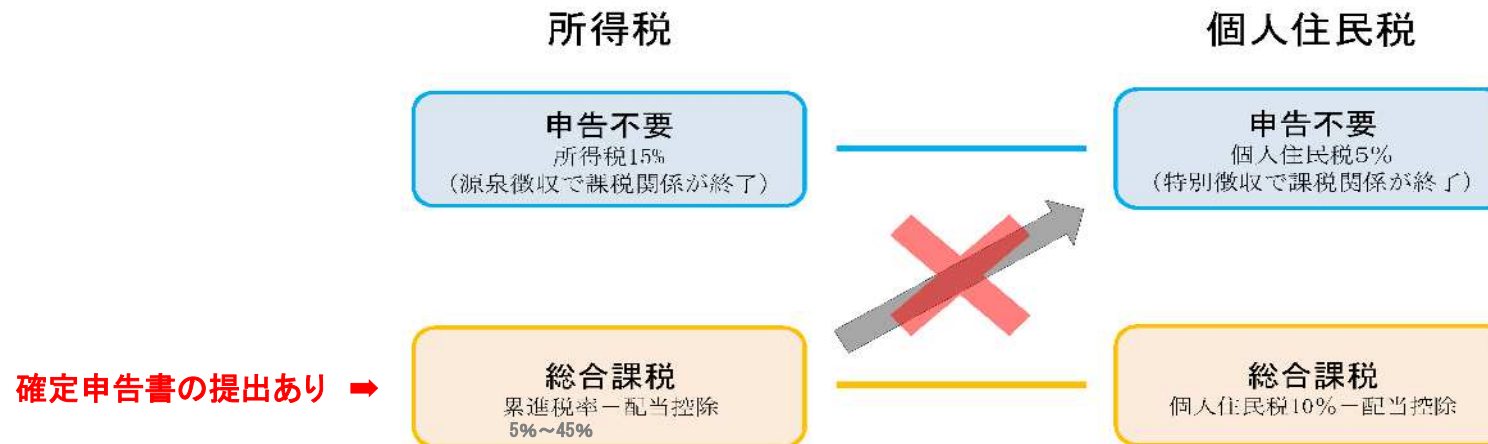
金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるよう規定の整備を行う。

【現行】納税者の意思により、所得税と異なる課税方式を選択可能

- ①申告不要
- ②総合課税(特定配当等所得のみ)
- ③申告分離課税

【令和6年1月1日施行】

改正後イメージ



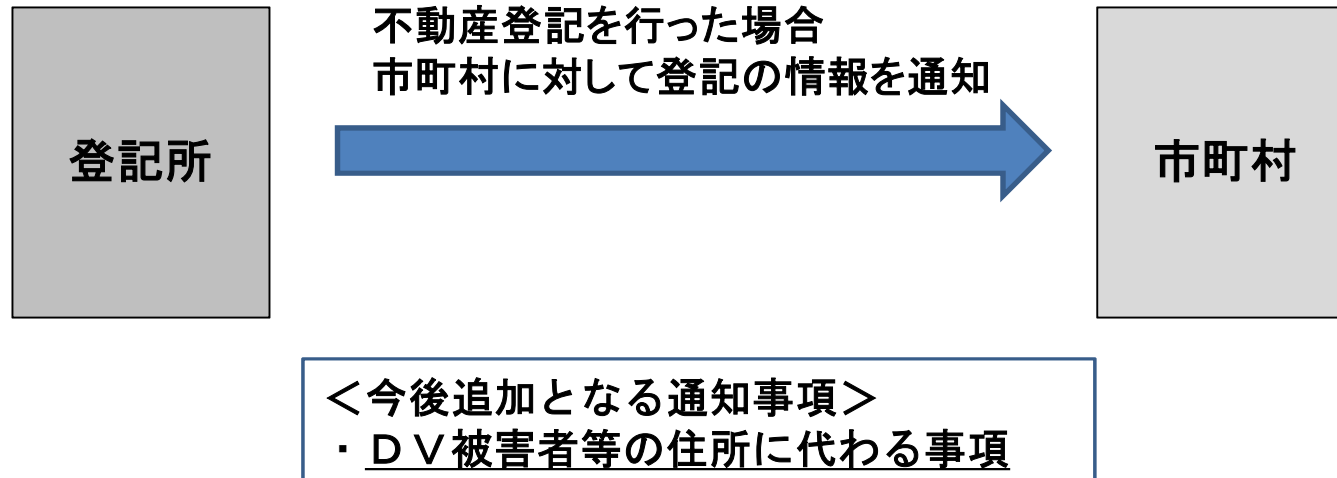
※上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。

※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大

民法並びに不動産登記法の改正に伴い、不動産登記が行われた場合、登記所から市町村に通知される登記情報にDV被害者等の住所に代わる事項が追加されるため、諸証明等に当該追加された事項の記載を可能とするもの。

■通知事項の拡大のイメージ



施行日(運用開始)は民法の規定により政令で定める日(令和6年4月1日)

※なお、長野市では、現在も原則として納税義務者本人及びその委任等を受けた者以外に諸証明は交付していない。

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の改正

【特例の概要】

公共の危害防止のために設置された以下の施設または設備に係る固定資産税の課税標準を軽減する。

・汚水廃液処理施設 ・下水道除害施設 ・ごみ処理施設 等

【条例改正の内容】

○下水道除害施設（汚泥処理装置・ろ過装置・中和装置など）

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により条例で特例割合を規定（国の基準を参酌）

	現行	改正後
国の基準	・3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内	・4/5を参酌して、7/10以上9/10以下の範囲内
長野市	・特例割合を3/4とする。	・特例割合を4/5とする。

※適用対象(改正後): 令和4年4月1日以降、新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定

※適用期限(改正後): 令和6年3月31日まで2年間延長

地方拠点強化税制の改正 【固定資産税】

【制度の概要】

地域再生法により地方への新たな人の流れを生み出すため、特定業務施設整備計画に基づき、地方への本社機能の移転や地方にある本社機能の拡充を行う事業者に対して、固定資産税の優遇措置を講ずるもの

○移転型: 東京23区から本社機能を地方へ移転(課税免除: 3年間)

○拡充型: 東京23区以外から本社機能を移転、または既存事業者が本社機能を拡充(不均一課税 95/100減税: 3年間)

【条例改正の内容】 ※地域再生法の改正に伴う改正

・適用期限の2年間延長(令和3年度末まで→令和5年度末まで)

・認定から新增設するまでの期間を1年間延長(認定から 2年以内→3年以内)

【認定の実績】 特定業務施設整備計画の認定件数 526件(うち県内8件、本市0件)

専決処分により市税条例の一部改正をおこなったもの
(令和4年4月1日施行分)

商業地等の負担調整措置における上昇幅の縮減 【固定資産税・都市計画税】

景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、『商業地等』に係る負担調整措置による課税標準額の上昇幅を、評価額の**2.5%**(現行5%)とする。

＜商業地等の課税標準算出方法＞

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本年度評価額}} \times 100$$

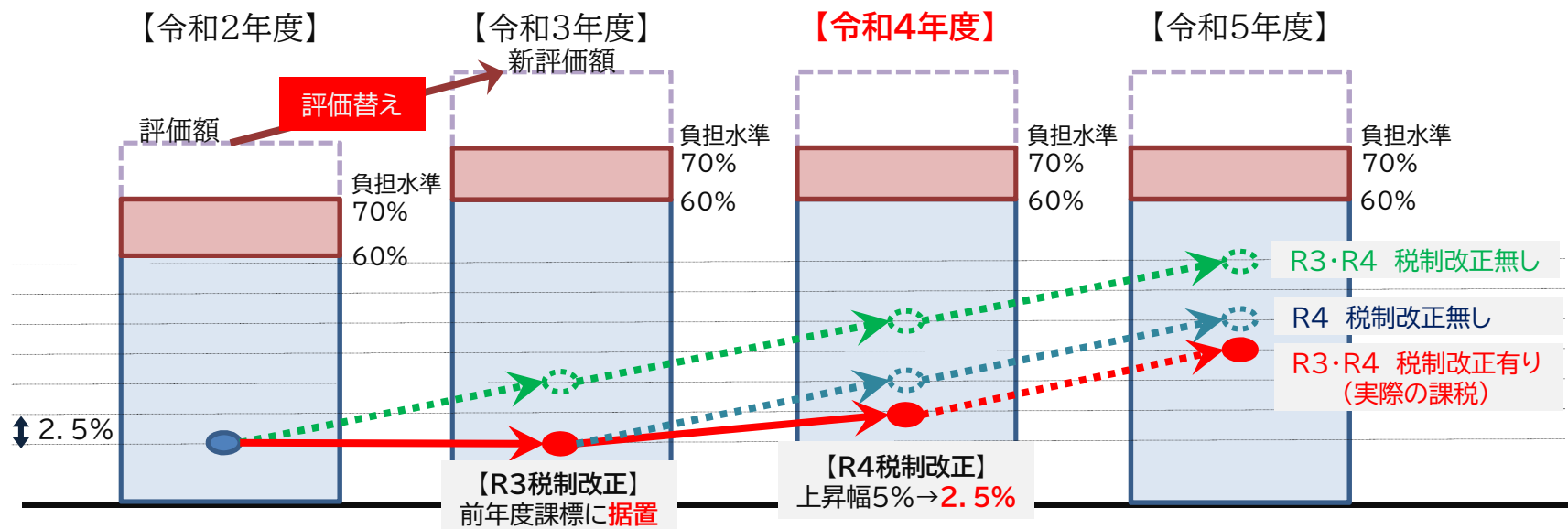
R4税制改正
5% → **2.5%**

税制改正対象

負担水準	本年度課税標準額
70%超	本年度評価額の70%
60%以上 70%以下	前年度課税標準額
60%未満	前年度課税標準額 + 本年度評価額 × 5% (本年度評価額 × 60%を上回る場合は本年度評価額 × 60%とし、本年度評価額 × 20%を下回る場合は本年度評価額 × 20%とする。)

＜影響税額見込＞
固定資産税△345千円
都市計画税△ 51千円
計 △396千円

＜商業地等の負担調整措置の変化例＞



令和4年度税制改正のうち条例の改正の伴わないもの
(地方税法等の自動適用によるもの)

新築住宅に係る減額措置の適用期限延長等【固定資産税】

【地方税法の自動適用】

制度の概要

○対象要件

- ・居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上 かつ
50㎡(戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下の専用・併用住宅

○軽減内容

- ・軽減割合：1/2
- ・軽減期間：3年度分(3階建以上の耐火構造住宅は5年度分)
- ・対象面積：居住部分の床面積120㎡相当分まで

改正内容

- 適用期限を2年延長 令和4年3月31日まで → 令和6年3月31日まで
- 災害レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域等)の区域内で一定の住宅建設を行う者において、都市再生特別措置法に基づき適正な立地を促すために市町村長の勧告を受け、当該勧告に従わなかった旨を公表された場合、当該勧告に従わず新築された住宅については適用除外とする

令和3年度土地価格に対する審査申出期間の延長 【固定資産税・都市計画税】

【地方税法の自動適用】

令和3年度税制改正により税額据置措置の対象となった土地の令和3年度価格に対する審査申出期間を、令和3年度の納税通知書を受け取った日の翌日から起算して**15か月以内**(通常3か月)に延長する

＜令和3年度課税に対する固定資産評価審査委員会への審査申出期間＞

